

京都府名誉友好大使市町村トライアル派遣枠取扱要領

(目的)

- 1 この要領は、京都府名誉友好大使任命事業の府内市町村による活用促進及び事業PRを目的として設定する、京都府名誉友好大使市町村トライアル派遣枠（以下「トライアル派遣枠」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(トライアル派遣枠)

- 2 府は、府内市町村（以下「市町村」という。）に対し、別表1のとおりトライアル派遣枠を設定する。

(利用可能期間)

- 3 トライアル派遣枠は年度ごとに新たに設定されるものとし、当該年度中に利用がなかった枠は、次年度に繰り越すことはできないものとする。

(対象となる活動)

- 4 トライアル派遣枠利用の対象となる活動は、各年度4月1日から2月末日までに、市町村、相楽東部広域連合教育委員会を含む市町教育委員会（以下「市町教育委員会」という。）及び市町村立学校等が実施する事業で、市町村、市町教育委員会及び市町村立学校等が大使の派遣を依頼した事業とする。

(トライアル派遣枠の利用申請)

- 5 トライアル派遣枠を利用して大使の派遣を受けようとする市町村、市町教育委員会及び市町村立学校等（以下「申請者」という。）は、トライアル派遣依頼書（様式1-2）を市町教育委員会に提出することとし、市町教育委員会は様式1-1を添えて、府国際課に申請するものとする。

(派遣決定)

- 6 府は、申請者から派遣依頼のあった場合に、府民の国際交流にとって有意義であると認められる事業について、派遣を決定し、申請者あてトライアル派遣決定通知書（様式2-1、2-2）を市町教育委員会経由で交付し、派遣大使あて協力依頼文書（様式3）を交付するものとする。

(事業報告)

- 7 大使の派遣決定を受けた申請者は、事業終了後、速やかに市町教育委員会を經由して、府に事業報告書(様式4)及び府HP掲載用原稿(様式5)を提出するものとする。

(経費負担)

- 8 府は、市町村トライアル派遣枠の範囲内において、トライアル派遣に係る大使への謝金、旅費及び宿泊料(事業実施に必要な場合のみ)を負担する。なお、同一派遣依頼において、トライアル派遣枠の利用と通常の派遣依頼を組み合わせることはできないものとする。

(謝金等の額及び支払い方法等)

- 9 トライアル派遣に係る大使への謝金、旅費及び宿泊料の金額及び支払時期は別表2のとおりとし、支払方法は大使名義の銀行口座への振込とする。ただし、大使の都合により口座振込ができない場合は、方法を変更して支払うことができるものとする。

(事務局)

- 10 トライアル派遣枠に係る大使への謝金等の支払いに関する事務は、府国際課で処理する。

(その他)

- 11 その他、この要領に定めのない事項はその都度、関係者で協議の上、決定することとする。

附則

この要領は、平成25年度から適用する。

別表 1

市町村		教育委員会	設定枠数 (派遣可能回数)
丹後	宮津市	宮津市教育委員会	2回
	京丹後市	京丹後市教育委員会	2回
	伊根町	伊根町教育委員会	2回
	与謝野町	与謝野町教育委員会 ※与謝野町宮津市中学校組合 教育委員会の管轄地域を含む	2回
中丹	福知山市	福知山市教育委員会	2回
	舞鶴市	舞鶴市教育委員会	2回
	綾部市	綾部市教育委員会	2回
南丹	亀岡市	亀岡市教育委員会	2回
	南丹市	南丹市教育委員会	2回
	京丹波町	京丹波町教育委員会	2回
京都市		京都市教育委員会	2回
山城	宇治市	宇治市教育委員会	2回
	城陽市	城陽市教育委員会	2回
	向日市	向日市教育委員会	2回
	長岡京市	長岡京市教育委員会	2回
	八幡市	八幡市教育委員会	2回
	京田辺市	京田辺市教育委員会	2回
	木津川市	木津川市教育委員会	2回
	大山崎町	大山崎町教育委員会	2回
	久御山町	久御山町教育委員会	2回
	井手町	井手町教育委員会	2回
	宇治田原町	宇治田原町教育委員会	2回
	精華町	精華町教育委員会	2回
	笠置町	相楽東部広域連合教育委員会	2回
	和束町		
南山城村			

※1枠につき友好大使1名を派遣することとする。

別表 2

申請者の 属する地域	府が負担する謝金等の額			大使への支払時期
	半日	終日		
		宿泊なし	宿泊あり	
丹後	—	18,000 円	24,000 円	実績報告に基づき、実績額を 年 4 回に分けて支払う。 ① 4月から6月分 ② 7月から9月分 ③ 10月から12月分 ④ 1月から2月分
中丹	11,000 円	15,000 円	21,000 円	
南丹	9,000 円	13,000 円	—	
京都市	6,500 円	10,500 円	—	
山城	7,000 円	11,000 円	—	